

原子力等防災計画 新旧対照表

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>第6 指定地方公共機関 （機関名） <u>北神急行電鉄（株）</u></p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>（1）兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。</p> <p>○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和3年1月現在） 大飯発電所 1号機(廃)及び2号機(廃)の重点区域（半径） <u>30km</u></p> <p>2（略）</p> <p>3放射性物質を取扱施設</p> <p>（1）兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設 原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている（原子力規制庁、<u>R2.10.1</u>現在）。</p> <p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>② 放射性同位元素等使用事業所（略）</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>第6 指定地方公共機関 （機関名） <u>[削除]</u></p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>（1）兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。</p> <p>○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和3年8月現在） 大飯発電所 1号機(廃)及び2号機(廃)の重点区域（半径） <u>5km</u></p> <p>2（略）</p> <p>3放射性物質を取扱施設</p> <p>（1）兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設 原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている（原子力規制庁、<u>R3.8.1</u>現在）。</p> <p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>② 放射性同位元素等使用事業所（略）</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																																																																	
<p>③ 放射性医薬品使用施設 58施設が所在している（（公社）日本アイソトープ協会、<u>R</u>元年度。②の施設と重複あり。）。</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① 自然災害による被害事例（略）</p> <p>② その他の事故事例 最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p>【最近の事故の発生状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型別</th> <th colspan="12">年度</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td>2</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>7</td><td>5</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>【兵庫県内の事例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生時期</th> <th>発生場所</th> <th>事案の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S60.3</td> <td>神戸市</td> <td>病院改築の際、ラジウム226の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。</td> </tr> <tr> <td>H3.2</td> <td>神戸市</td> <td>ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。</td> </tr> <tr> <td>H12.10</td> <td>神戸市</td> <td>大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。</td> </tr> <tr> <td>H16.10</td> <td>神戸市</td> <td>大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>丹波市</td> <td>会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト5 tが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。</td> </tr> </tbody> </table>	型別	年度												合計	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	24	被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	15	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	41	発生時期	発生場所	事案の概要	S60.3	神戸市	病院改築の際、ラジウム226の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。	H3.2	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。	H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。	H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。	H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト5 tが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。	<p>③ 放射性医薬品使用施設 55施設が所在している（（公社）日本アイソトープ協会、<u>R2</u>年度。②の施設と重複あり。）。</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① 自然災害による被害事例（略）</p> <p>② その他の事故事例 最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p>【最近の事故の発生状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型別</th> <th colspan="12">年度</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th><u>R2</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td>2</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>3</td> <td>2</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>7</td><td>5</td> <td>3</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>【兵庫県内の事例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生時期</th> <th>発生場所</th> <th>事案の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S60.3</td> <td>神戸市</td> <td>病院改築の際、ラジウム226の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。</td> </tr> <tr> <td>H3.2</td> <td>神戸市</td> <td>ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。</td> </tr> <tr> <td>H12.10</td> <td>神戸市</td> <td>大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。</td> </tr> <tr> <td>H16.10</td> <td>神戸市</td> <td>大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>丹波市</td> <td>会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト5 tが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。</td> </tr> <tr> <td><u>R3.5</u></td> <td><u>姫路市</u></td> <td><u>エックス線による測定装置を点検していたところ、装置からエックス線が漏れており、作業員の被ばくが判明した。</u></td> </tr> </tbody> </table>	型別	年度												合計	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	<u>R2</u>	紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	26	被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	15	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	44	発生時期	発生場所	事案の概要	S60.3	神戸市	病院改築の際、ラジウム226の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。	H3.2	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。	H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。	H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。	H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト5 tが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。	<u>R3.5</u>	<u>姫路市</u>	<u>エックス線による測定装置を点検していたところ、装置からエックス線が漏れており、作業員の被ばくが判明した。</u>
型別		年度													合計																																																																																																																																																																																																																			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																																																																																																																																																																																																							
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	24																																																																																																																																																																																																																						
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1																																																																																																																																																																																																																						
汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	15																																																																																																																																																																																																																						
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1																																																																																																																																																																																																																						
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	41																																																																																																																																																																																																																						
発生時期	発生場所	事案の概要																																																																																																																																																																																																																																
S60.3	神戸市	病院改築の際、ラジウム226の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。																																																																																																																																																																																																																																
H3.2	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。																																																																																																																																																																																																																																
H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。																																																																																																																																																																																																																																
H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。																																																																																																																																																																																																																																
H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト5 tが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。																																																																																																																																																																																																																																
型別	年度												合計																																																																																																																																																																																																																					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	<u>R2</u>																																																																																																																																																																																																																						
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	26																																																																																																																																																																																																																					
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2																																																																																																																																																																																																																					
汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	15																																																																																																																																																																																																																					
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																																																					
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	44																																																																																																																																																																																																																					
発生時期	発生場所	事案の概要																																																																																																																																																																																																																																
S60.3	神戸市	病院改築の際、ラジウム226の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。																																																																																																																																																																																																																																
H3.2	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。																																																																																																																																																																																																																																
H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。																																																																																																																																																																																																																																
H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。																																																																																																																																																																																																																																
H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト5 tが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。																																																																																																																																																																																																																																
<u>R3.5</u>	<u>姫路市</u>	<u>エックス線による測定装置を点検していたところ、装置からエックス線が漏れており、作業員の被ばくが判明した。</u>																																																																																																																																																																																																																																

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針（略） 第2章 応急対策への備えの充実 第1節～第3節（略） 第4節 災害広報体制の整備 第1 趣旨（略） 第2 内容 1 県民等へ広報体制の整備 (1) 広報項目の整理 県は、国及び市町と連携し、県民等に提供すべき情報の項目について整理することとする。なお、あらかじめ文例を用意しておくことが望ましい。 【情報提供項目】 ① 原子力施設の状況（緊急事態区分） ② 放射性物質の放出状況 ③ 県内の放射線量の変化 ④ とるべき防護措置の内容</p> <div data-bbox="152 943 1088 1345" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 屋内退避の注意喚起に係る広報文例 （略）</p> <p>○ <u>避難勧告・指示</u>に係る広報文例 ○○時○○分頃、○○道路○○付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。 今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、○○地区の住民は直ちに屋内に退避（コンクリート屋内へ退避、○○地区へ避難）してください。</p> </div> <p>(2) 通信手段の整備（略） 第5節（略）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針（略） 第2章 応急対策への備えの充実 第1節～第3節（略） 第4節 災害広報体制の整備 第1 趣旨（略） 第2 内容 1 県民等へ広報体制の整備 (1) 広報項目の整理 県は、国及び市町と連携し、県民等に提供すべき情報の項目について整理することとする。なお、あらかじめ文例を用意しておくことが望ましい。 【情報提供項目】 ① 原子力施設の状況（緊急事態区分） ② 放射性物質の放出状況 ③ 県内の放射線量の変化 ④ とるべき防護措置の内容</p> <div data-bbox="1144 943 2080 1345" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 屋内退避の注意喚起に係る広報文例 （略）</p> <p>○ <u>避難指示</u>に係る広報文例 ○○時○○分頃、○○道路○○付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。 今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、○○地区の住民は直ちに屋内に退避（コンクリート屋内へ退避、○○地区へ避難）してください。</p> </div> <p>(2) 通信手段の整備（略） 第5節（略）</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																
<p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 情報収集・伝達体制の整備 （略）</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>96</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>368</td> <td>電離箱式</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>933</td> <td>G M計数管式</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td>(30)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>0</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>0</td> <td>電離箱式</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>10</td> <td>G M計数管式</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4（略）</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服</td> <td>464</td> <td>表面汚染検査計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器</td> <td>32</td> <td>G M計数管式</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>29</td> <td>シンチレーション式</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	96	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	368	電離箱式	26	ポケット線量計	933	G M計数管式	197	中性子線測定可能なもの	(30)	シンチレーション式	5			中性子線用	7	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3	ポケット線量計	10	G M計数管式	2	種 類	数量	種 類	数量	被除染者用簡易衣服	464	表面汚染検査計		除染剤散布器	32	G M計数管式	107	除染シャワー	29	シンチレーション式	3	<p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 情報収集・伝達体制の整備 （略）</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>235</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>370</td> <td>電離箱式</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>878</td> <td>G M計数管式</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td>(39)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>0</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>0</td> <td>電離箱式</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>10</td> <td>G M計数管式</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4（略）</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p> <p>【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服</td> <td>434</td> <td>表面汚染検査計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器</td> <td>33</td> <td>G M計数管式</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>33</td> <td>シンチレーション式</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	235	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	370	電離箱式	30	ポケット線量計	878	G M計数管式	187	中性子線測定可能なもの	(39)	シンチレーション式	3			中性子線用	12	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3	ポケット線量計	10	G M計数管式	2	種 類	数量	種 類	数量	被除染者用簡易衣服	434	表面汚染検査計		除染剤散布器	33	G M計数管式	99	除染シャワー	33	シンチレーション式	13
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																														
放射線防護服	96	放射線測定器（空間線量計）																																																																																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	368	電離箱式	26																																																																																																														
ポケット線量計	933	G M計数管式	197																																																																																																														
中性子線測定可能なもの	(30)	シンチレーション式	5																																																																																																														
		中性子線用	7																																																																																																														
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																														
放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）																																																																																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3																																																																																																														
ポケット線量計	10	G M計数管式	2																																																																																																														
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																														
被除染者用簡易衣服	464	表面汚染検査計																																																																																																															
除染剤散布器	32	G M計数管式	107																																																																																																														
除染シャワー	29	シンチレーション式	3																																																																																																														
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																														
放射線防護服	235	放射線測定器（空間線量計）																																																																																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	370	電離箱式	30																																																																																																														
ポケット線量計	878	G M計数管式	187																																																																																																														
中性子線測定可能なもの	(39)	シンチレーション式	3																																																																																																														
		中性子線用	12																																																																																																														
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																														
放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）																																																																																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3																																																																																																														
ポケット線量計	10	G M計数管式	2																																																																																																														
種 類	数量	種 類	数量																																																																																																														
被除染者用簡易衣服	434	表面汚染検査計																																																																																																															
除染剤散布器	33	G M計数管式	99																																																																																																														
除染シャワー	33	シンチレーション式	13																																																																																																														

原子力等防災計画

現 行					修 正 案				
【県が保有している資機材】（令和2年4月1日現在）					【県が保有している資機材】（令和3年4月1日現在）				
種 類		数 量			種 類		数 量		
GM計数管式表面汚染検査計		1			GM計数管式表面汚染検査計		1		
※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。					※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。				
第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備					第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備				
第1 趣旨（略）					第1 趣旨（略）				
第2 内容					第2 内容				
1 想定される広域避難					1 想定される広域避難				
<p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>					<p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>				
表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング					表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング				
(平成30年4月1日現在、単位：人)					(令和3年4月1日現在、単位：人)				
避難元府	避難元市	対象人口	地域	市町	避難元府	避難元市	対象人口	地域	市町
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	29,532	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	28,814	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町				但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	高浜町	10,471	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	高浜町	10,132	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	
	おおい町	8,285	阪神北	伊丹市、川西市	おおい町	8,143	阪神北	伊丹市、川西市	
	若狭町	15,024	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	若狭町	14,338	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	
			丹波	丹波篠山市、丹波市			丹波	丹波篠山市、丹波市	

原子力等防災計画

現 行					修 正 案				
	小 計	63,312				小 計	61,427		
京都府 5市2町	福知山市	464	西播磨	上郡町	京都府 5市2町	福知山市	426	西播磨	上郡町
	舞鶴市※	66,673	神戸市			舞鶴市※	64,139	神戸市	
			阪神南	尼崎市、西宮市				阪神南	尼崎市、西宮市
			淡路	淡路市				淡路	淡路市
	綾部市	8,265	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町		綾部市	7,717	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町
	宮津市	18,206	東播磨	明石市、加古川市、高砂市		宮津市	17,185	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	3,613	淡路	洲本市、南あわじ市		南丹市	3,351	淡路	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	2,996	阪神南	芦屋市		京丹波町	2,740	阪神南	芦屋市
	伊根町	1,419	東播磨	稲美町、播磨町		伊根町	1,370	東播磨	稲美町、播磨町
小 計	101,636			小 計	96,928				
合 計	164,948			合 計	158,355				

※ 舞鶴市の一部は徳島県への避難を想定している。

第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発

第1 (略)

第2 内容

1 (略)

2 専門的情報の提供

県及び市町は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努めることとする。

(1) 放射性物質や放射線に関する情報

※ 舞鶴市の一部は徳島県への避難を想定している。

第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発

第1 (略)

第2 内容

1 (略)

2 専門的情報の提供

県及び市町は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努めることとする。

(1) 放射性物質や放射線に関する情報

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>「放射線の知識と教養」 https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/education/knowledge_education/index.html (2)～(4) (略) 3～4 (略)</p>	<p>「放射線の知識と教養」 https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html (2)～(4) (略) 3～4 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>1 計画の目的（略）</p> <p>2 対応方針</p> <p>（1）原子力施設における事故等への対応</p> <p>※2 <u>施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。</u></p> <p>○<u>要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u></p> <p>○<u>要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの</u></p> <p><u>（ア）安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u></p> <p><u>（イ）（ア）のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>1 計画の目的（略）</p> <p>2 対応方針</p> <p>（1）原子力施設における事故等への対応</p> <p>※2 <u>「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</u></p> <p><u>ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者</u></p> <p><u>ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u></p>

現 行	修 正 案
<p>【緊急時の防護措置】</p> <p>(※1) EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル 原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準</p> <p>(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency</p> <p>(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの ○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</p> <p>(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。</p> <p>(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。</p> <p>(出典：令和2年7月30日改定「大飯地域の緊急時対応」)</p>	<p>【緊急時の防護措置】</p> <p>(※1) EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル 原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準</p> <p>(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency</p> <p>(※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。 イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。) ロ 又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの ハ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者 ニ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</p> <p>(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。</p> <p>(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。</p> <p>(出典：令和3年1月5日策定「美浜地域の緊急時対応」を元に作成)</p>
<p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
4 支援要請			4 支援要請		
○ 市町からの主な緊急対策支援要請			○ 市町からの主な緊急対策支援要請		
部	要請事項	支援要請系統	部	要請事項	支援要請系統
災害対策本部 事務局	食料の調達・あっせん		災害対策本部 事務局	食料の調達・あっせん	
<p>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 防災業務職員の被ばく防護</p> <p>各関係機関は、「第3編第3章第9節 消火・救急救助活動の実施」に準じて、職員等の安全を確保しつつ、防災業務に従事させることとする。</p>			<p>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 防災業務職員の被ばく防護・感染症対策</p> <p>各関係機関は、「第3編第3章第9節 消火・救急救助活動の実施」に準じて、職員等の安全を確保しつつ、防災業務に従事させることとする。</p> <p><u>また、感染症禍においては、職員等の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</u></p>		
5 (略)			5 (略)		
第5節～第6節 (略)			第5節～第6節 (略)		
第3章 円滑な応急活動の展開			第3章 円滑な応急活動の展開		
第1節～第2節 (略)			第1節～第2節 (略)		
第3節 屋内退避等の実施			第3節 屋内退避等の実施		
第1 趣旨 (略)			第1 趣旨 (略)		
第2 内容			第2 内容		
1～2 (略)			1～2 (略)		
3 避難・一時移転等の実施			3 避難・一時移転等の実施		
市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。			市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。		
また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅			また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅		

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。</p> <p>さらに、感染症流行下において、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することが必要である。</p> <p>4～5（略）</p> <p>6 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内における<u>広域避難</u></p> <p>市町は、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することとする。</p> <p>協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとする。</p> <p>県は、市町域を超える避難が必要と認められるときは、各市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）を把握し、広域一時滞在の調整を行うこととする。</p> <p>(2) 県外への広域一時滞在（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第4節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 外国人県民・観光客への情報伝達等</p>	<p>等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。</p> <p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>4～5（略）</p> <p>6 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内における<u>広域一時滞在</u></p> <p>市町は、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することとする。</p> <p>協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとする。</p> <p>県は、市町域を超える避難が必要と認められるときは、各市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）を把握し、広域一時滞在の調整を行うこととする。</p> <p>(2) 県外への広域一時滞在（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第4節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 外国人県民・観光客への情報伝達等</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>(1) 相談体制の確立 県は、<u>外国人県民インフォメーションセンター</u>で外国人県民相談を行うこととする。 市町においても外国人県民相談窓口を開設するよう努めることとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>第5節 交通の確保対策の実施 [実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町]</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>(1) 相談体制の確立 県は、<u>ひょうご多文化共生総合相談センター</u>で外国人県民相談を行うこととする。 市町においても外国人県民相談窓口を開設するよう努めることとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>第5節 交通の確保対策の実施 [実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町]</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 各種制限措置の解除</p> <p>〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県産業労働部観光監、県農政環境部農林水産局</u>〕</p> <p>第4節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県産業労働部観光監、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局</u>〕</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 各種制限措置の解除</p> <p>〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県農政環境部農林水産局</u>〕</p> <p>第4節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県産業労働部観光局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局</u>〕</p>